

盛雄苑在宅介護支援センター
指定居宅介護（予防）支援事業者運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人幸梅会が開設する盛雄苑在宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護（予防）支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、高齢者等が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定居宅介護（予防）支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業の実施に当たって、事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないように公正中立に行う。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 盛雄苑在宅介護支援センター
- (2) 所在地 足利市山下町2753番地の1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 2名以上 主任介護支援専門員 1名
介護支援専門員は、指定居宅介護（予防）支援の提供にあたる。
介護支援専門員1人の介護給付対象利用者の担当数は45人未満とする。

(3) 事務職員 1名

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、介護支援専門員は携帯電話等により24時間対応可能な体制とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時20分とする。ただし、介護支援専門員は携帯電話等により、24時間対応可能な体制とする。

(指定居宅介護（予防）支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護（予防）支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者から利用料を徴収しないものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所
- (2) 使用する課題分析票の種類（居宅サービスガイドライン、包括的自立支援等）
- (3) 介護（予防）サービス計画の作成
- (4) 介護（予防）サービス計画に基づくサービスの進行管理
- (5) 介護（予防）サービス計画に基づく苦情の受付、処理
- (6) その他、介護（予防）サービス計画の達成に必要な事項

2 次条の通常の事業実施地域を越えて行う指定居宅介護（予防）支援に要した経費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- (1) 盛雄苑から片道概ね5km未満 200円
- (2) 盛雄苑から片道概ね5km以上の場合 以後1km増す毎に30円増

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の実施地域は、足利市とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に関する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第9条 事業所は、提供した居宅介護支援または自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第4項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を

講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合には、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、自ら居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスまたは指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な助言を行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 10 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他、虐待防止のために必要な事項
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 11 条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、ヤングケアラー、障がい、貧困、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務で知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低 2 年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人幸梅会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第 12 条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第 13 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染予防に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附 則

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。